

## 車いすの貸し出し

緑区社会福祉協議会では、企業、団体、個人の方などから寄贈を受けた車いす（自走（自操）用・介助用）の貸し出しを行っています。（無料）

緑区内にお住まいの方で、外出・通院・車いすの購入までのつなぎや、区内の学校などでの体験講座等にご利用いただけます。（介護保険の認定や障害者手帳の有無に係らずにご利用いただけます） ※貸し出し期間は原則2週間です。

台数に限りがありますので、ご利用希望の方は、事前に空き状況等をお電話などでご確認ください。（電話：052-891-7638）

貸し出し・返却は、緑区社会福祉協議会の窓口までお越しください。

### 【車いすの利用にあたって（PDF）】

※上記内容にご了承いただいた上でお申し込みください

### 【車いす利用申込書（PDF）】

※申込書は直接事務所までご提出ください

※申込書は窓口にも用意してあります

